



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|------|----------------|--------------|---|
| 1144 | 指定自立支援医療機関の指定 | (障害福祉課)..... | 1 |
| 1145 | 指定自立支援医療機関の変更 | (〃)..... | 1 |
| 1146 | 保安林の指定施業要件変更予定 | (森林整備課)..... | 1 |
| 1147 | 保安林の指定施業要件の変更 | (〃)..... | 2 |
| 1148 | 公共測量の実施 | (技術調査課)..... | 2 |
| 1149 | 道路の区域変更 | (道路保全課)..... | 2 |
| 1150 | 〃 | (〃)..... | 3 |

告 示

和歌山県告示第1144号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和3年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|----------------|------------|-----------------------|--------------------------------------------|--------------|
| セイムス海南名高 薬局 | 海南市名高152-1 | — | 中屋英司 | 令和 3.11.1 |

和歌山県告示第1145号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変 更 年月日 |
|---------|-------------|---------|-------|-------|--------------|
| かりん薬局 | 新宮市下田2-3-50 | 医療機関の名称 | こじか薬局 | かりん薬局 | 令和 3.11.1 |

和歌山県告示第1146号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1147号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1148号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）

2 作業期間 令和3年11月15日から令和4年3月30日まで

3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部（総延長11.28km）

和歌山県告示第1149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので公示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 興加茂郷停車場線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の 幅員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|-----------------------------------------|------|--------------------|-------------|-----|
| 海南市下津町小南字上通り34番1地先から同市下津町小南字上通り39番1地先まで | 旧 | 7.29 ） 8.07 | 130.68 | |
| 同上 | 新 | 9.60 ） 10.70 | 130.68 | |

和歌山県告示第1150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 上万呂北新町線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の 幅員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|-------------------------------------|------|---------------------|-------------|-----|
| 田辺市中万呂字神頭863番3地先から同市下万呂字裏代978番1地先まで | 旧 | 5.65 ） 19.39 | 523.40 | |
| 同上 | 新 | 10.63 ） 32.02 | 516.65 | |